

# ＜三世代同居推進事業＞

## 三世代同居推進事業の取り組み

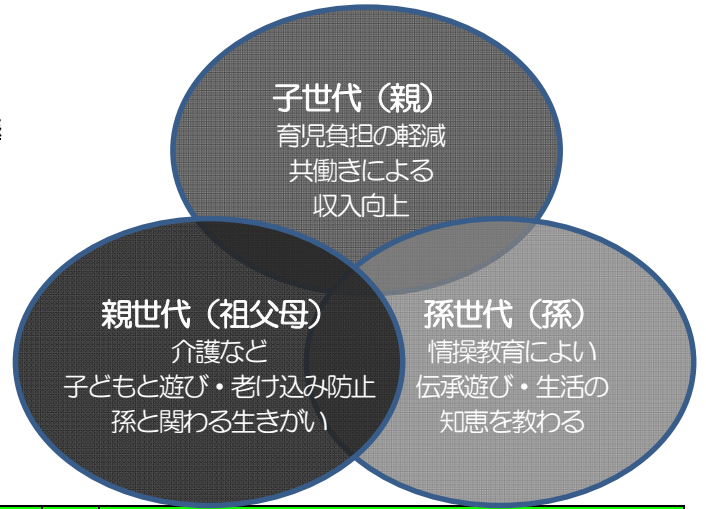
## 企画調整課

砺波市では“地域性”を生かしながら豊かな持続力ある社会づくりや、次世代への文化等の継承を図るため、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能が期待される「三世代同居の推進」を本市の人口対策事業として、積極的に取り組んでいます。

この事業の「三世代同居」とは…

三世代以上が同一敷地内または隣接する敷地に居住している状態  
ただし、下記事業のうち1、2、5、6は、近居【三世代以上が同一の自治振興会の区域内（庄東小学校及び庄川小学校の通学区域にあつては、それぞれの通学区域内）または市内で直線距離500メートルの範囲内に居住している状態】を含むものとしています。

※ 下記事業のうち7、8については、居住要件はありません。



事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
1 三世代子育て 応援給付金給 付事業 (となみっ子 にっこり子育て プロジェクト)  こども課	<b>最大10万円</b> ・子ども1人につき1回限り 入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす 10万円 2年以上3年未満条件を満たす 6万円 1年以上2年未満条件を満たす 2万円	同居・ 近居	次の条件の子どもをもつ保護者 子どもが、満3歳（4月1日時点）までの 期間に①～④の条件を満たす ①三世代同居をしている ②砺波市に住所を有する（三世代同居の定義に 準じた住所） ③これまでに市内の保育所等を利用していな い ④これまでに広域入所で市外の保育所等を利用 していない
2 となみっ子 子宝券  こども課	<b>クーポン配付（市内のみ使用可能）</b> 第1・2子／1万円分 第3子以降／3万円分 ・対象サービスは絵本の購入や予防接種 等	同居・ 近居	次の条件の子どもをもつ保護者 ①三世代同居をしている ②平成27年4月1日以降に出生
3 高齢者ちよっ とねぎらい事 業  社会福祉課	<b>1万円（上限）</b> ・宿泊・飲食料金（各種税含む）が対象 ・利用額が1万円に満たない場合は実費 額 ・市内宿泊施設の利用に限る 砺波市ホテル旅館組合加盟施設 庄川峡観光協同組合加盟施設	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み とする ・要介護認定4・5の方は対象外とする ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申 請・利用ができる ※社会福祉課へ事前申請が必要です。
4 介護者も ちよっと一息事業  高齢介護課	<b>介護保険制度のショートステイ（短期入 所生活介護）の自己負担額</b> を助成する ・滞在費、食費、日常生活費を除く ・1回の利用につき2泊3日以内 （年間最大6回まで）	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者 ③ショートステイは次の施設を利用すること （いずれも市内に限る） 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 介護療養型医療施設

	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
5	三世代同居・近 居住宅支援事 業  都市整備課	<b>三世代同居</b> 対象工事の1/10（上限20万円）  <b>三世代近居</b> 対象工事の1/20（上限10万円）  ※補助金交付後、三世代同居・近居を3 年以上継続すること	同 居 ・ 近 居	住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入 を含む） 既存住宅の増改築工事（リフォーム含む） どちらかの工事で①～⑧の条件を満たすもの ①工事完了後、三世代同居・近居である ②三世代家庭のいずれかが所有する住宅 ③平成27年4月1日以降に工事契約を締結 （三世代近居の場合は平成29年4月1日以 降に工事契約を締結したもの） ④対象工事が50万円（税込）以上の工事 ⑤三世代家庭の全員および対象住宅が、過去に この補助金の交付を受けていない ⑥三世代家庭に属する者、またはその者が代表 となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家利活用補助金の交付を受け た者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅 支援に係る他の補助金の交付を受けた工事 を除く
6	定住促進空き 家利活用補助 金  企画調整課	<b>改修等経費の3/4（上限100万円）</b>  ※ 三世代同居対象外でも、改修等経費 の1/2（上限50万円）まで補助 が受けられる	同 居 ・ 近 居	三世代同居するために実施する改修等経費（① ～⑤の条件を満たすもの） ①工事完了後、三世代同居である ②空き家情報バンクを利用して購入した住宅 ③10年以上居住する意思がある ④申請者および対象住宅のいずれもが、過去に この補助金の交付を受けていない ⑤「三世代同居・近居住宅支援事業」の交付を 受ける者を除く
7	孫とお出かけ 支援事業  企画調整課	<b>入館料等無料 合計50施設</b>  富山市・高岡市・小矢部市・南砺市・射水 市との連携事業 （砺波市6施設、富山市16施設、 高岡市10施設、小矢部市2施設、 南砺市14施設、射水市2施設）  【砺波市対象施設】 チューリップ四季彩館、砺波市美術館、 庄川美術館、庄川水資料館、となみ散居 村ミュージアム（民具館）、出町子供歌 舞伎曳山会館	な し	同居の有無にかかわらず、砺波市、富山市、高 岡市、小矢部市、南砺市または射水市に居住す る祖父母と、孫（居住地・年齢を問わない）が 一緒に施設を訪れたとき  ※各施設の営業日にご注意ください ※チューリップ四季彩館、砺波市美術館は、チ ューリップフェア期間を除く
8	三世代交流ふ れあい事業 生涯学習・スポーツ課	<b>補助対象経費の10/10</b> （1事業当たり上限2万円）	な し	市内の自治会や団体が、昔ながらの遊びやレク リエーションなどを通して三世代交流を推進 する事業に要する経費

